

# 人事行政の運営等の状況の公表 その2

## 日の出町職員の人事・給与についてお知らせします

問 総務課 職員係 内線 305

### ②退職手当 (平成28年4月1日現在)

単位: 月分

支給率	日の出町		東京都		国	
	普通・定年等退職		普通・定年等退職		普通退職	定年等退職
勤続20年	23.5		23.5		20.445	25.55625
勤続25年	31.5		31.5		29.145	34.5825
勤続35年	45.0		45.0		41.325	49.59
最高限度額	45.0		45.0		49.59	49.59
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置…2～20%加算		定年前早期退職特例措置…2～20%加算		定年前早期退職特例措置…2～45%加算	
1人当たり平均支給額	12,654千円	25,419千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です  
2 平成27年4月1日から退職の事由にかかわらず同率となりました。

### ③諸手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(千円) (平成27年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者(欠配一子) 13,500円 配偶者以外の子2人まで 6,000円 3人目以降の子 6,000円 16歳～22歳までの子の加算 4,000円	異なる	金額 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 その他扶養 6,500円 16～22歳 5,000円	16,993	217,853円
住居手当	賃貸(35歳未満) 15,000円	異なる(都準拠)	賃貸(限度) 27,000円	1,080	180,000円
通勤手当	電車等: 原則6ヵ月定期券額を支給 自動車等: 通勤距離に応じて1ヵ月ごとに支給	異なる(都準拠)	限度額 55,000円/月 距離区分・金額単価	6,184	61,840円
管理職手当	一定額を加算	異なる	一定額を加算	14,424	901,500円

(注) 1 特殊勤務手当は平成20年3月31日をもって廃止になりました  
2 扶養手当は平成19年度から「配偶者」と「子」に限定して支給しております

### (5) 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	給料月額等	区分	給料月額等
給料	町長 790,000円	期末手当	町長 (平成28年度支給割合) 4.30月分
	副町長 690,000円		副町長
	教育長 660,000円		教育長
議員報酬	議長 420,000円	議長	議長 (平成28年度支給割合) 3.50月分
	副議長 360,000円		副議長
	議員 345,000円		議員

(注) 町長の給料月額は平成26年7月から1割減額して支給しております

## 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (標準的な職員の場合)	開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
	8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分

### (2) 休暇制度 ○休暇・休業制度の種類

年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇(公民権行使等休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、育児時間、出産介護休暇、出産時育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、出頭休暇、骨髄液提供休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇)、介護休暇、育児休業、部分休業

### ○年次有給休暇の取得状況 (平成27年度)

平均取得日数	取得率
11.5日	30.5%

## 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成27年度)

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合などに、公務能率の維持を目的に、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利な変動をもたらす処分です。

一方、懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に、職員の道義的責任を追及して行う処分です。

処分者数	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
	0人	2人	0人	0人	0人	0人	1人

## 6. 職員のサービスの状況 (平成27年度)

(平成27年度)

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり、守らなければならない義務は次のとおりです。

区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	0人
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	1人
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	0人
政治的行為の禁止	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0人
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません	0人

## 7. 退職管理の状況

町規則により、管理・監督職の地位にあった職員が、離職後2年間、営利企業等に就職した場合は再就職情報を届け出る必要があります。(平成28年4月制定) 平成27年度末 届出該当者・・・0人

## 8. 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の実施状況 (平成27年度)

区分	受講者数	内容
東京都市町村職員研修所	必修研修 49人	職層別研修(現任研修・係長研修・課長研修など)
	選択研修 53人	能力開発研修、税務・人権・パソコン研修など
独自研修	746人	OJT、メンタルヘルス、救命講習、人事評価、情報セキュリティ研修など

## 9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度

区分	互助会への町交付金額	会員一人当たりの公費額	※公費率
平成28年度決算見込	876,000円	5,122円	37.9%
平成27年度決算	873,000円	5,135円	38.1%

※公費率 =  $\frac{\text{交付金}}{\text{交付金} + \text{会員掛金}}$

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日の出町職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費及び町の負担金などで運営されています。

### (2) 公務災害等の状況 (平成27年度認定分)

公務上・通勤途上による災害で負傷・死亡をした場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

### (3) 公平委員会業務の状況 (平成27年度)

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して町の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

また、懲戒など意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申し立てができます。

区分	年度当初係属件数	年度中申し立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
勤務条件に関する措置要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件	0件	0件	0件